○○○○と佐久市・北佐久郡環境施設組合との
一般廃棄物処理事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　○○○○は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）に委託する。

(1)　組合が設置したごみ焼却施設に搬入される一般廃棄物の焼却処理に関する事務

（管理及び執行の方法）

第２条　事務委託の管理及び執行については、組合の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、○○○○の負担とする。

２　前項の経費の額及び交付の時期は、組合長と○○○○長が協議して定める。

（予算の計上）

第４条　組合長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出に関し、組合の歳入歳出予算に計上するものとする。

（収入）

第５条　委託事務の管理及び執行に伴って生ずる収入は、すべて組合の収入とする。

（連絡会議）

第６条　組合長と○○○○長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

（条例等の改正の場合の措置）

第７条　組合は、委託事務の管理及び執行について適用される組合の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ○○○○に通知し、連絡会議において協議するものとする。

２　組合は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を○○○○に通知するものとする。

３　前項の規定による通知があつたときは、○○○○は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（委任）

第８条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、組合長と○○○○長が協議して定めるものとする。

附　則

この規約は、令和２年１１月１日から施行する。

注）

本規約は、関係町村と組合とも同一条文であるため、規約中○○○○は下記表中、各々の町村名をもって読み替えるものとし、当該欄の番号及び年月日は町村にあっては各町村議会の議案番号及び可決年月日であり、組合にあっては佐久市・北佐久郡環境施設組合議会における議案番号及び可決年月日を表示し、各町村と組合の規約条文は省略した。

町村名	町村		組合	
	議案番号	可決年月日	議案番号	可決年月日
小海町	議案第 2 号	令和 2 年 3 月 3 日	議案第 9 号	令和 2 年 10 月 19 日
佐久穂町	議案第 27 号	令和 3 年 3 月 19 日	議案第 10 号	令和 2 年 10 月 19 日
川上村	議案第 21 号	令和 3 年 3 月 17 日	議案第 11 号	令和 2 年 10 月 19 日
南牧村	議案第 23 号	令和 3 年 3 月 18 日	議案第 12 号	令和 2 年 10 月 19 日
南相木村	議案第 7 号	令和 3 年 3 月 6 日	議案第 13 号	令和 2 年 10 月 19 日
北相木村	議案第 2 号	令和 3 年 3 月 19 日	議案第 14 号	令和 2 年 10 月 19 日